

障害者虐待防止・権利擁護研修

～障害者虐待防止の体制づくりにむけて～

沖縄県社会福祉士会 障害者支援委員会 仲田千春

令和7年3月24日 「福祉施設従事者（経験6年未満）コース」

障害者虐待の背景と経緯

- あまり問題とされていなかっただけで、障害者施設での体罰は以前は当たり前のようにあった。
- 世間一般でも、しつけや指導と称し、親から子への虐待、先生や部活顧問の体罰もよくあった時代であった。
- 人権をめぐる状況が今とはかなり違う。
- 問題にされるようになったのは1990年代後半。様々な虐待事件が明るみに出た。

障害者虐待防止法の意義

水戸アカス事件 1996年

- ・ 約30人の知的障害者が働く段ボール加工工場
- ・ 体罰（殴る、蹴る、食事を与えない）
- ・ 従業員寮で社長による性的暴行
- ・ 詐欺罪（補助金不正受給）で社長逮捕、有罪
- ・ 性虐待は約20件告訴されたが、いずれも不起訴
- ・ 民事訴訟では性暴力を認定
- ・ ドラマ「聖者の行進」のモデル



障害者虐待防止法の意義

白河育成園事件 1997年

- ・ 80年代半ばに建てられた、知的障害者の「都外施設」
- ・ 定員30人のうち27人が東京の障害者
- ・ 体罰、向精神薬・睡眠薬の過剰使用が常態化
- ・ 虐待が発覚し、施設閉鎖へ
- ・ 良心の呵責に苛まれた職員が親へ報告し明るみになった事件。
- ・ わが子を守れない保護者の心情



障害者虐待防止法の意義

被害のあった多くの障害者は、判断能力にハンディがありSOSを訴えられず、訴えても相手にされない

家族らも虐待に気付いていながら、障害のあるわが子を「預かってもらっている」という負い目、他に行き場のない恐怖から沈黙を強いられた

なかには「こんな可哀想な子、預かってもらえるだけでもありがたい、少々ぶたれたっていいんです」という親。

目の前でわが子が殴られて泣いているのに止められない親。

障害者虐待防止法の意義

わが子が殴られて、泣いているのに悔しくない親がいるのでしょうか？

警察や行政にも取り合ってもらえず、障害のある子を産んだことで親戚から責められ、社会の中で偏見にさらされる親も多くいた。

家庭での親（擁護者）から子への虐待。親自身も障害・疾患・生活困窮・・・様々な課題を抱えている。

この法律が虐待防止だけでなく、擁護者に対する支援が求められているのは様々な意味がある。

障害者虐待防止法の意義

現場の職員にとっても支援の側面があります。

自傷・他害・パニックにどう対処していいかわからず、戸惑いや不安全感を抱いている職員は多い

以前は暴れたり、言うことを聞かない利用者さんを力で押さえつけることができた職員が一目置かれていた。そして今もそうした職員が影響力を持っている現状がある

先輩や上司が作ってきた暗黙のルールに支配され、同調圧力の強い職場で声を上げられぬ多くの職員が存在する。(白河育成園は職員の内部告発から発覚)

障害者虐待防止法の意義

- 声をあげることの出来ない当事者・家族を救う。
- 職員の良心を守り、よりよい支援を追求できるようにする。

虐待防止法

- 児童虐待防止法 2000年
- 高齢者虐待防止法 2005年
- 障害者虐待防止法 2011年

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**障害者の権利利益の擁護に資することを目的**とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者(家族・親族・同居人)による障害者虐待:家庭
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待:福祉施設
 - ③使用者による障害者虐待 :職場
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①**身体的虐待** (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②**放棄・放置** (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③**心理的虐待** (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④**性的虐待** (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤**経済的虐待** (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	① 暴力的行為 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】 ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。など ③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】 ・車いすやベッドなどに縛り付ける ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

区 分	内 容 と 具 体 例
放棄・放置 (ネグレクト)	① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 【具体的な例】 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。など ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】 ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 【具体的な例】 ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

区 分	内 容 と 具 体 例
心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 【具体的な例】 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設等)にいらなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。など ② 侮辱的な発言、態度 【具体的な例】 ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など ③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】 ・無視する ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など

区 分	内 容 と 具 体 例
心理的虐待	④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為 【具体的な例】 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。など ⑤ 交換条件の提示 【具体的な例】 ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。 ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為 【具体的な例】 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動 【具体的な例】 ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

区 分	内 容 と 具 体 例
性的虐待	○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】 ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面ののぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

区 分	内 容 と 具 体 例
経済的虐待	○ 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。) ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に**速やかな通報を義務付ける**とともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -.-> C["①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）"] </pre>	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] B -.-> D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] B -- 通知 --> D[労働局] C -.-> E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

A施設

虐待を受けたと
思われる障害者
を発見した人



通報義務



サービス管理
責任者



通報義務



施設長
管理者



通報義務



相談



相談

市町村障害福祉課（障害者虐待防止センター）

通報後の通報者の保護

障害者虐待防止法 第十六条

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたこと
を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

通報をためらう理由

- ・ 通報したら、職場に知れて不利益を被るのではないか？
- ・ 施設・事業所が混乱し、利用者に迷惑がかかるのではないか？
- ・ 職場での人間関係が悪化したり、居場所がなくなるのではないか？

→**匿名での通報を法が保証**

→施設は通報を契機に支援が改善しているという事実を含め、
通報することが利用者にとって有益であると周知すること。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

通報しないで済ませたら

- ・虐待がエスカレートする
- ・通報しなかったことがバレるので、より通報できなくなる
- ・良心的な職員は不信感を抱き辞めてしまう
- ・取り返しのつかない被害が起きてします
- ・行政と警察が介入する
- ・通報しなかったことは「悪質な隠蔽」とみなされ処分される

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

障害者総合支援法との関連

運営規定 (指定基準第31条 8項より)

- ・虐待の防止のための措置に関する事項

解釈通知

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施
- オ 基準40条の2 第1項の「虐待の防止ための対策を支援する委員会」の設置等に関すること

障害者総合支援法との関連

虐待防止委員会設置（指定基準第40条の2より） ※令和4年度より義務化

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図ること
- ②従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおくこと

虐待防止委員会の主な役割

- ① 虐待防止のための計画作り
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング
- ③ 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

障害者総合支援法との関連

身体拘束適正化委員会（指定基準第35条の2）

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について周知徹底を図ること
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

身体拘束適正化委員会の主な役割 ※虐待防止委員会と一体的な運用も可

- ① 切迫性・非代替性・一時性の組織的な検証
- ② 身体拘束にたいする指針整備及び指針の徹底
- ③ 職員への研修実施し知識の普及・啓発を図る

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です

★「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準」 第48条（身体拘束等の禁止）＜緊急やむを得ない場合を除く＞

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

やむを得ず身体拘束を行うときの最低要件

- 1) **切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2) **非代替性**：身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- 3) **一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

◎上記要件をすべて満たすことが最低要件になります。

また、要件を満たしても拘束の**免罪符**になるわけではありません。

「誰の為」「何のため」「他に方法はないのか？」を常に考え、疑問を持ちながら廃止に向けた取り組みを行うことが大切。

緊急やむを得ず身体拘束をする場合のルール・手続き

★「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準」 第48条2

(1) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

※個別支援会議による慎重な検討・決定。個別支援計画への身体拘束の態様及び時間、やむを得ない理由を記載すること！

(2) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

※中立的・客観的な視点が必要。家族の心情等を考慮する。

(3) 行政への相談、報告

事業所で抱え込まず、関係機関との連携を通じアドバイスや情報を得る。支援困難な事例に取り組んでいる実態を知ってもらう良い機会となる。

(4) 必要な事項の記録(態様・時間・対象者の心身の状況等)

・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

身体拘束・・・記録について

- ・身体拘束時の記録はすでに義務化されています。
- ・記録の様式は様々。個別支援計画への記載と共に日々の支援（ケース）記録への記載が必要。
- ・時間、態様、様子（心身への影響、解消に向けた観察等）を記録
- ・決められたモニタリング期間を待たず、できるだけ短期間で廃止できるように、ケース会議などで早い振り返りが良いかと思います。
- ・記録がなければ、身体拘束廃止未実施減算が適応。監査でも指摘。

(現在は委員会の設置・指針の整備・研修の実施もされていなければ減算対象)

身体拘束としての行動制限について ～行動障害を持った方への支援～

- ・こだわりやパニックによる自傷・他害行為から守るための身体拘束や隔離。
- ・行動制限をする必要があっても、範囲は最小限にしなければならない。
- ・漫然と行動制限をすることが日常化してしまい、虐待を続けている状態に陥る
- ・行動障害に対する知識や支援技術（強度行動障害支援者養成研修など）を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要がある。

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

傷害容疑で施設の元職員を逮捕 令和5年10月

知的障害をもつ入所者に暴行を加え重傷を負わせたとして、元施設職員の男（39）を傷害容疑で逮捕した。男は容疑を認め、「過去に他の入所者にも暴行した」という趣旨の話をしているという。50代の男性入所者に殴る蹴るの暴行を加え、肋骨（ろっこつ）を折るけがを負わせたというもの。男は夜勤勤務中だった。施設の防犯カメラには、男が共有スペースで、椅子に座る入所者を格闘技の「かかと落とし」のような形で蹴ったり、椅子から引きずり倒したりする様子が映っていたという

身体拘束や虐待繰り返した施設、新規受入停止処分 令和5年8月

県は社会福祉法人が運営する障害者支援施設に対し、新規利用者の受け入れを1年間停止する行政処分を決めた。発表によると、同施設では昨年度、虐待防止の責任者や複数の職員が、複数の利用者に対し、施錠した部屋に閉じ込める身体拘束や、体をたたくななどの虐待を繰り返していた。けがなどはなかったという。また、虐待を把握した職員が通報しなかったほか、虐待防止に関する職員研修も徹底されていなかったという。

知的障害者施設で傷害、入所男性が重傷 令和5年1月

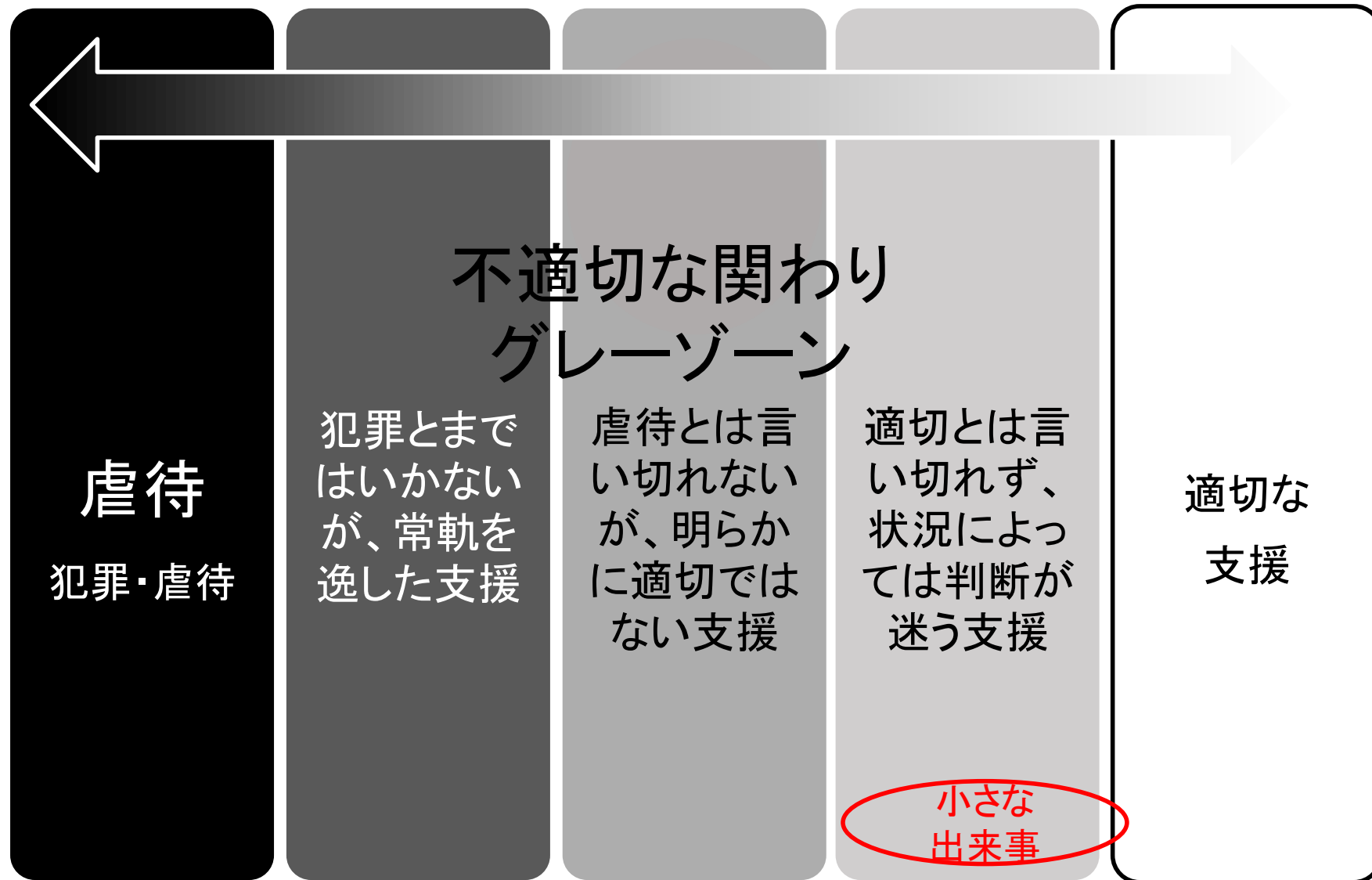
障害者支援施設で、男女職員5人が入所者を居室に閉じ込めたり、暴言を吐いたりする虐待をしていたことが分かった。法人によると、職員1人が、他の利用者を攻撃しようとした入所者を6畳一間の本人の居室に外から鍵をかけ約4時間閉じ込めた。この間の昼食は提供しなかった。5月には別の職員が同じ入所者を居室に閉じ込めた。そのほか、散髪前の順番を静かに待てなかった入所者の頭を職員がたたいたり、「ばか」と暴言を吐いたり、つばや水でぬれた服をすぐに着替えさせなかったりした。複数の職員が施設側に報告して発覚し、法人は市へ通報。内部調査を進め職員5人を懲戒処分にし、2人は退職した。市は障害者虐待防止法に基づく立ち入り調査を実施。提出を受けた改善計画書を今後精査し、必要に応じて再提出を求める。

施設における虐待の共通の構図

- ① 虐待は密室の環境下で行われる＜環境＞
- ② 障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていく＜意識＞
- ③ 職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい＜専門性＞

障害保健福祉部長通知（平成17年10月20日）「障害者（児）施設における虐待の防止について」

小さな出来事って？



ある若手職員のつぶやき・・・

- ・とはいっても、現場は本当に大変・・・利用者さんに叩かれたりひっかかれるのは日常茶飯事。いつもぎりぎりの駆け引きをしているよう。このままでは大好きな仕事、利用者さんを大嫌いになってしまいそう。そしていつか手がでてしまうのでは・・・
- ・こんな風に思う私は支援者として失格なのかも・・・
- ・私が我慢すればよいのかな・・・

次のような小さな出来事・・・
皆さんはどう感じますか？

少し気になる...

Aさんは部屋から食事の場所に行こうとしないので、少し強引に部屋から移動させました。周りから見たら、少し引きずっているようにみえたかもしれません。

少し気になる...

Cさんはいつも夕食時間をすぎているのに
ゆっくり食べています。「もう時間ですよ。
いらないなら下げますよ」と言ってしまうた
り、食事の介助のスピードをあげてしまいま
す。

少し気になる...

Kさんはトイレでの支援が必要な方です。Kさんがトイレに行ったときは、情報共有の為「Kさんトイレ行ったよ～」と大声で話したり、離れた職員同士で「今、Kさんどこ？」「トイレだよ」というやり取りがされています。

気になる出来事の共有

- ・ 気になるという感覚は権利擁護の意識
- ・ 個々の意識レベルをある程度合わせてからそれぞれの現場で共有する
- ・ 共有の目的は、現場の支援をよりよいものにする

常にここに戻る

法の目的

障害者に対する虐待が**障害者の尊厳**を害するものであり、障害者の**自立及び社会参加**にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の**権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

尊厳とは何か

憲法13条(個人の尊厳)

- ・ すべての人は、個人として尊重される
- ・ 幸福追求権

1人の人として「尊重」しているか
本人の幸福追求を支援しているか

相模原障害者施設殺傷事件

2016年7月 神奈川県相模原市 津久井やまゆり園

- ・利用者19名が殺害、26名が重軽傷を負った事件
- ・犯人:元職員 事件半年前に薬物反応や危険な言動により精神科病院へ強制入院
- ・「重度の障害者には生きる意味がない」という特異な優生思想を持った男とされた

2020年3月死刑判決

犯行動機:「本件施設での勤務経験を基礎とし、関心を持った世界情勢に関する話題を踏まえて生じた……」

→職員による入所者への不適切なふるまいなどが「重度障害者は不要な存在」と考えることにつながったと認定

2019年 同施設にて長期的な利用者虐待が起きているとの情報 県が調査開始

2020年 県検証中間報告 長年に及ぶ個室施設→「虐待の可能性が極めて高い」

社会福祉法人北摂杉の子会 松上利男理事長

「彼は『未知の異常者』ではない。元職員である以上、施設での勤務中に起きた出来事や人間関係の中に動機につながる何かしらの要因があったと見るのが常識だ

検証委員会 中間報告内容

- 現場の職員や組織の都合を優先する管理的な支援体制と考え方
- 人権や権利擁護の理解や意識の不足
- 専門的支援の知識や技術の未熟さ
- 人権擁護等の理念に基づく施設運営の未熟さ
- 変革に向けたリーダーシップの欠如
- 施設は人里離れた場所に建てられていて、外部との交流や他施設と連携しにくい、外部の目が入りにくい
- 施設内で支援を完結させようとする閉鎖性もある
- 構造的に『管理性』や『閉鎖性』に陥りやすく身体拘束に頼る危険性がある。
- 職員間・関係者間のコミュニケーションと情報共有の不足(職場の風通しの悪さ)

同施設の職員

『この支援はおかしい』と気付いても、
上司や同僚に言い出せない雰囲気があった」

意識を共有しにくい・しやすい職場

共有しにくい職場

余裕がない

支援が難しいということが言い訳になっている

職場全体で「気になる」感度が低い

意識を共有しやすい職場

相談できる職場

指摘し合える職場

評価し合える職場

上司や同僚が個々の考え方や価値観を受け止めてくれる職場

意識を共有しにくい・しやすい職場

小さな気づきの放置が、より大きな権利侵害へと繋がっていく。日々少しずつ慣れていくためいつしか「当たり前」になっていく。

自分の組織は大丈夫と言い切る組織こそ大きな権利侵害が起きている可能性がある。

常に「気になる」の感度を上げていく必要がある。

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化 に向けた体制整備等の取組事例集

事例集：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf>

令和3年度障害者総合福祉推進事業

「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」
(PwCコンサルティング)

まとめ

- 障害者虐待防止法は、罰することが目的ではなく、利用者を救う、迷っている家族・支援者を救うため
- 権利擁護の**感度**が高く、話し合える組織かどうか
が重要
- 虐待通報は利用者・施設従事者・施設自体のすべてを守るために行うものと再定義すること